平成２１年（フ）第６４４号
愛知県刈谷市池田町２丁目402番地　グローリアス刈谷池田第２―102号
債務者　米澤　幸一
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　充雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
大阪府羽曳野市古市1394番地69棟387号
債務者　副島　光子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　澄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
堺市西区浜寺石津町中４丁14番11号
債務者　山口　　昭
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　澄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５７９号
堺市西区浜寺石津町中４丁14番11号
債務者　山口　冨子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　澄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６１８号
大阪府富田林市喜志新家町１丁目１番16号
債務者　細谷　雄二
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　澄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５１３号
札幌市豊平区美園４条２丁目１番28―201号
債務者　小島　愼吾
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　佑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５６号
埼玉県川口市小谷場418番地１　第２エメラルドハイツ203、住民票上の住所埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目１番33号　富士ハイツ201号
債務者　江幡　正彦
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竪　十萌子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５８号
埼玉県川口市東川口５丁目１番16―306号　ダイアパレス東川口Ⅰ
債務者　関　　友子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月21日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
宮崎県西都市大字調殿393番地３　ＩＴＯコーポ101号、住民票上の住所宮崎県児湯郡都農町大字川北4868番地２
債務者　倉掛　征男
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０４２号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目13番１号櫻井方
債務者　廣瀬　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　秀信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３１７号
埼玉県川口市芝5197番地７　コーポ辻203、住民票上の住所埼玉県北埼玉郡北川辺町大字麦倉1889番地27
債務者　佐久間順子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
埼玉県蕨市中央５丁目20番６号
債務者　片桐　　洋
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
埼玉県川口市東川口２丁目13番16号　ペアハイツ101号
債務者　森　　雅惠
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
さいたま市中央区大戸５丁目25番４号　パークハイム三和１―201
債務者　中田　綾香（旧姓門倉・齋藤）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
埼玉県さいたま市北区土呂町２丁目10番地11　エンドレス406号
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９２号
山口県宇部市大字東須恵2990番地４、旧住所　山口県宇部市大字妻崎開作1171番地
債務者　徳富　初美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
山口地方裁判所宇部支部